

永平寺町過疎地域持続的発展計画<概要版>

1 策定の背景・趣旨

本町は、令和3年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の公示により、令和4年4月一部地域（旧上志比村の区域）が追加されました。

こうしたなかで、本町の人口減少対策を取りまとめた「第2期永平寺まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地域の持続的発展に向けた指針とするため、「永平寺町過疎地域持続的発展計画」を策定することとしました。

2 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

3 持続的発展に向けた取り組みの方向性

・人口減少の主な要因

<若年層を中心とする都市圏への人口流出>

<合計特殊出生率の低下などによる出生数の減少> 等が挙げられます。

恵まれた観光資源を有するほか、交通の要衝であること、複数の学術研究機関が集積していることなど本町の優位性を活かしながら、交流人口・関係人口の拡大や地場産業の振興、企業誘致に取り組むことで、地域経済の活性化を図り、さらなる雇用の創出につなげていきます。

さらに、安心して子どもを産み育てることができる環境や、町民の誰もが心身ともに健やかに暮らせる環境を整備するなど様々な分野にわたる取り組みを継続して進めます。

4 計画の基本方針（※1）

- ・豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり
- ・健康でこころがふれあうやさしいまちづくり
- ・安心して安全に暮らせるまちづくり
- ・地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり
- ・快適でうるおいのある美しいまちづくり
- ・新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり
- ・健全な財政運営に向けて

（※1）第二次総合振興計画の基本目標 7項目

5 基本目標の設定

「第2期永平寺まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる数値目標を踏まえ、次の項目を基本目標として設定しました。

目標指標	基準値 (令和2年度末)	目標値 (令和7年度末)
人口(町全体)	18,965人	18,349人
人口(上志比地区)	2,772人	2,578人

6 施策別項目及び事業内容

<p>① <u>移住・定住、地域間交流の促進、人材育成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊事業 ・移住定住促進事業 ・まちづくり推進事業 ・特色ある学校づくり推進事業 ・宅地開発事業 ・永平寺町PR事業 ・地域と進める体験推進事業
<p>② <u>産業の振興、観光の開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業 ・道の駅施設改修事業 ・地域おこし協力隊事業 ・米需給調整円滑化推進事業 ・小規模農家営農継続支援事業 ・環境保全型農業直接支払対策事業 ・中山間地域等直接支払制度事業 ・地域農業サポート事業 ・水産振興事業 ・経済産業活性化事業 ・空き家空き店舗を活用した創業支援事業 ・上志比建築業組合補助事業 ・町内事業者利子補給事業 ・地域産品ブランド化促進事業 ・永平寺町繊維協会補助事業 ・6次産業化推進事業 ・観光物産協会運営補助事業 ・観光パンフレット作成事業 ・地域資源活用補助事業 ・禅文化のまちづくり、域内連携事業 ・林道改修事業 ・永平寺温泉禅の里改修事業 ・有害鳥獣対策事業 ・儲かるふくい型農業総合支援事業 ・多面的機能支払交付金事業 ・新規就農経営支援事業 ・中山間農業集落支援事業 ・中山間地果樹苗補助事業 ・労働・雇用対策事業 ・創業支援、事業継承サポート事業 ・商工会運営補助事業 ・チャレンジ企業支援事業 ・道の駅運営管理事業 ・ブランド戦略推進委員会補助事業 ・輸出向けHACCP等対応施設整備事業 ・観光情報発信事業 ・イベント補助事業 ・観光ボランティア活動補助事業 ・周遊滞在型観光推進事業

<ul style="list-style-type: none"> ・永平寺町魅力情報発信施設えい坊館運営管理事業 ・企業誘致促進事業
<p>③ <u>地域における情報化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政チャンネル放送事業 ・デジタル化推進事業 ・学校情報機器整備事業 ・福井県電子申請事業 ・公衆無線 Wi-Fi 整備事業
<p>④ <u>交通施設の整備、交通手段の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上志比地区道路整備事業 ・コミュニティバス運行事業 ・えちぜん鉄道支援事業 ・路線バス通学定期券補助事業 ・デマンド型交通促進事業 ・除雪車更新事業 ・えちぜん鉄道活性化連携協議会事業 ・高齢者運転免許自主返納支援事業 ・えちぜん鉄道利用促進通学定期券補助事業
<p>⑤ <u>生活環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設高度処理事業 ・農業集落排水処理施設長寿命化事業 ・生ごみ処理機購入補助事業 ・一般廃棄物施設整備補助事業 ・上水道管漏水調査事業 ・消防装備（車両）等整備事業 ・古紙回収奨励事業 ・防災対策事業
<p>⑥ <u>子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児園改修事業 ・やすらぎの郷改修事業 ・放課後子ども教室事業 ・子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・外出支援サービス事業 ・高齢者すこやか介護用品補助事業 ・軽度生活支援事業 ・社会福祉協議会活動補助事業 ・健康診査、がん検診、健康相談事業 ・認定子ども園等整備事業 ・放課後児童クラブ運行事業 ・妊産婦・乳幼児健康診査事業 ・特定不妊治療助成事業 ・配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥消毒事業 ・緊急時情報カード設置普及事業 ・シルバー人材センター助成事業 ・永平寺温泉禅の里改修事業
<p>⑦ <u>医療の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・永平寺町立在宅訪問診療所施設整備事業 ・永平寺町立在宅訪問診療所指定管理事業
<p>⑧ <u>教育の振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設整備事業 ・学校情報機器整備事業 ・健康福祉スポーツ施設ニッキー体育館維持改修事業 ・上志比グラウンド維持改修事業 ・上志比人希の里公園維持改修事業 ・地域と進める体験推進事業 ・小・中学校給食無償化事業 ・学校施設管理事業 ・上志比地域振興センター維持改修事業 ・上志比農村公園維持改修事業 ・中島河川公園維持改修事業 ・特色ある学校づくり推進事業 ・学校教育支援事業

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館活動補助、公民館サークル活動補助 ・ デジタル化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域スポーツ活動補助事業 ・ 永平寺町 PR 事業
<p>⑨ <u>集落の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上志比地区振興連絡協議会 ・ わがまち夢プラン育成支援事業 	
<p>⑩ <u>地域文化の振興</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上志比文化会館サンサンホール維持改修事業 ・ 地域おこし協力隊事業 	
<p>⑪ <u>再生可能エネルギーの利用推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅施設改修事業 ・ 幼児園改修事業 ・ 永平寺町立在宅訪問診療所施設整備事業 ・ 上志比地域振興センター維持改修事業 ・ 健康福祉スポーツ施設ニッキー体育館維持改修事業 ・ 上志比グラウンド維持改修事業 ・ 脱炭素社会宣言 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 永平寺温泉禅の里改修事業 ・ やすらぎの郷改修事業 ・ 学校施設整備事業 ・ 上志比文化会館サンサンホール維持改修事業 ・ 地域の省エネルギー推進 	

7 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画では、現状の社会情勢や、将来を見据えた財政見通し、行政サービスの高度化等に対応するために、町が保有する公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めることを目的として、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」を基本姿勢として、公共施設等マネジメントを推進していくこととしています。

<参考資料> 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について

過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、産業の低迷、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落機能の低下など厳しい社会状況に向かう可能性があることから、過疎地域の持続的発展という理念のもと、令和3年4月1日に施行されました。

<地域指定について>

・本町の状況

令和4年4月1日 一部過疎指定（旧上志比村地区）

・他市町等の状況

全国 885 市町村 / 1,718 市町村 【全部過疎 713、みなし過疎 14、一部過疎 158】

<支援措置について>

・主な支援措置

① 過疎対策事業債の発行

・・・充当率 100%、元利償還金の 70%が普通交付税措置。

② 国庫補助率のかさ上げ

・・・教育施設、児童福祉施設などの整備。

③ 国税の減価償却率の特例

・・・設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得額の一定割合を経費に計上。

④ 地方税の減収補填措置

・・・事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の 75%を普通交付税で補填。

【国税の減価償却特例及び地方税の減収補填措置概要】

項目	内容
対象税目	国 税：法人税、所得税
	地方税：固定資産税、事業税、不動産取得税
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業
取得価額要件	500 万円以上、1,000 万円以上、2,000 万円以上 ※資本金規模により異なる
対象設備投資	取得、製作、建設（新築・増築・改築等）
適用期間	3 年間